

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 長野県
農業委員会名： 須坂市

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	2054
自給的農家数	727
販売農家数	1327
主業農家数	333
準主業農家数	277
副業的農家数	717

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	4613
女性	1100
40代以下	150

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	129
基本構想水準到達者	26
認定新規就農者	32
農業参入法人	20
集落営農経営	
特定農業団体	
集落営農組織	

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑			計
		普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	260	1490			1750
経営耕地面積	151	965	126	839	1116
遊休農地面積	11	68			75
農地台帳面積	323	1851			2174

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	14
認定農業者	—	8
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	2
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	7	7	7

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1750ha	264ha	15.09%
課 題	農業者の高齢化、後継者・担い手の不足。条件の悪い農地はより荒廃化が進むことで、ますます借り手が見つかる。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	274ha	(うち新規集積面積	10ha)
	目標設定の考え方：農地等の利用の最適化の推進に関する指針で定めた目標数値			
活動計画	5月・11月に発行する農業委員会だよりで集積支援の補助制度について周知する。随時に、農業委員による各地域での集会や事務局の窓口相談で、補助制度を周知する。			

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数
	9経営体	4経営体	10経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積
	7.4ha	4.9ha	1.9ha
課 題	就農・営農継続に当たっての優良農地、住居、作業場、機械、指導者、資金の確保		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	4経営体	参入目標面積	2.8ha
活動計画	農閑期に開催される新規就農者中心の会議にて、農政担当部局から就農支援の補助制度等について説明してもらい、随時に、農業委員による各地域での集会や事務局の窓口相談で、補助制度を周知する。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1750ha	74.92ha	4.28%
課 題	農業者の高齢化、後継者・担い手不足、不在地主。条件が悪い農地はより荒廃化することで、ますます借り手がなくなる。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
 ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 7.49ha			
	目標設定の考え方：農地等の利用の最適化の推進に関する指針で定めた目標数値			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		21人	8月～9月	10月～11月
	調査方法	各地区ごとに担当する農業委員・農地利用最適化推進委員による農地パトロールによる現地調査。		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		12月～1月	2月～3月	
その他	農業委員による日常的な農地の状況調査。			

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
 ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
 ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1750ha	0.05ha
課 題	農地所有者が農地法についてよく知らないために、無断転用してしまうケースが多く見受けられる。規模拡大前に発見、早期の解消に向けた指導が重要。	

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
 ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

活動計画	8月からの農地パトロールにおいて無断転用についても調査。農業委員・農地利用最適化推進委員と事務局との連絡を密にし、農地の所有者・原因者への指導を行う。
------	---

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入